

各農林事務所長 様

森林保全課長

林地開発許可における搬出土の適正処理について（通知）

このことについて、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般事項」第2章第1.2(3)において、土砂の搬出が生じる場合には、搬出先や搬出先に係る法令の許認可等を確認することとしております。

これまでも事業者へ御指導いただいているところですが、令和3年7月3日の熱海市伊豆山の土砂災害を契機に、盛土や残土処理等に対する県民の関心が高まり、林地開発許可地からの搬出土の処理についても許可権者による確実な確認がより一層求められています。

そこで、令和4年7月1日の「静岡県盛土等の規制に関する条例」の施行にあわせ下記により取り扱うこととしましたので、林地開発許可の適正な審査を行うとともに、事業者への指導をお願いします。

記

1 目的

「静岡県林地開発許可審査基準及び一般事項」第2章第1.2(3)の基準を明確化することで、許可地から搬出される土砂の適正な処理を確認する。

2 対象事業

令和4年7月1日以降に受理する林地開発許可申請のうち、土砂の搬出があるもの。  
ただし、土石の採掘を目的とした林地開発許可で、土砂の販売に係る搬出を除く。

3 適正処理の確認方法

搬出土の処理について、(1)及び(2)により確認することとする。

(1) 搬出計画

時期・方法	報告内容	添付書類
林地開発許可(変更含む) 申請時に事業計画書へ記載 (任意様式)	・搬出時期(期間/日) ・搬出先 ・搬出先毎の搬出量	・搬出先位置図 ・運搬経路図 ・適法な搬出先であることが確認 できる書類(許可証の写し等)

- ・搬出計画には、3(2)の搬出実績の報告を行う旨記載させること。
- ・搬出計画に変更が生じた場合は、変更届を提出させること。
- ・申請時に搬出先等が未定である場合は、予定である旨記載させ、搬出先が決まった時点で、搬出前に必ず変更届を提出させること。

(2) 搬出実績

時期・方法	報告内容
年2回(9月末時点、3月末時点)、 審査者へ報告(任意様式)	・搬出時期(期間/日) ・搬出先 ・搬出先毎の搬出量

- ・森林法施行細則(平成12年3月31日規則第45号)第6条に基づく進ちよく状況報告と合わせ、9月末時点及び3月末時点の状況を翌月15日までに報告させる。ただし、事業が完了、又は中止や廃止をする場合にあっては、林地開発行為完了届等と合わせて報告させるものとする。
- ・報告期間において搬出実績がない場合は、その旨報告させること(任意様式。進捗状況報告の備考欄への記載でも可)。

4 追加確認

審査者は、3による確認において疑義が生じた場合は、事業者への聞き取りや追加資料の提出を求めるとともに、必要に応じて関係機関への照会や現地確認を行う。

5 許可済み・受け付け済みの林地開発許可申請

別添通知例を参考に、下記の通り事業者へ協力を依頼する。

(1) 搬出計画

搬出土が生じる全ての事業について、変更届により、令和4年7月1日以降の搬出計画の提出を求める。

ただし、許可を受けた事業計画において、全量の搬出計画が記載されており、かつ変更がない場合は不要とする。

(2) 搬出実績

全ての事業について、提出を求める。ただし、令和4年7月1日以降に搬出したものに限る。

6 その他

- ・県庁において審査・許可を行ったものについて3(2)の搬出実績が提出された際は、森林保全課へ進達すること。
- ・法令違反が疑われる場合は、事業者への指導を行うとともに、森林保全課及び関係機関へ速やかに報告を行うこと。

担 当 森 林 保 全 班  
電話番号 054-221-2643